

平成30年9月26日

平成30年度第6回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成 30 年 9 月 26 日（水）午前 9 時 30 分
場所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 報告事項
 - 報告第 1 号 美浦村立小中学校熱中症対応指針（案）について
 - 報告第 2 号 美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（案）について
 - 報告第 3 号 平成 30 年第 3 回定例会における一般質問・答弁「いじめをスマホで通報」について
4. その他
5. 閉会

報告第1号

美浦村立小中学校熱中症対応指針（案）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立小中学校熱中症対応指針（案）

近年の気温の高い状態を考慮し、児童・生徒の熱中症を予防するため、美浦村立小中学校における集会等の対応について、以下のとおり定めることとする。

1 気象庁及び環境省の情報活用について

各学校長は、小中学校における、集会、運動及び行事での熱中症予防にあたり、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイトを活用し、適切な措置を講じること。

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

2 集会の対応について

児童・生徒が体育館やグラウンドで一堂に会する、始業式、終業式及び全校集会等（以下集会等という）については、気温・湿度などの環境条件に配慮し冷房設備のある部屋で実施するなど実施場所について柔軟な対応を検討すること。

3 運動の対応について

熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動の実施について適切に判断すること。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。

特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

4 学校行事の対応について

屋外で行う運動以外の学校行事については、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に適切に判断すること。

特に、児童・生徒の個々の健康状態を考慮して、より安全な対応を講ずることとする。

報告第2号

美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（案）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年9月26日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（案）

美浦村小中学校における児童生徒の携帯電話及びスマートフォン（以下携帯電話等という）の学校への持ち込みについては、携帯電話等の普及を勘案し児童生徒と保護者の連絡手段を確保する観点から、以下のとおり取り扱うこととする。

1 携帯電話等の取り扱い

美浦村立小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話等の持ち込みは、教育活動に直接必要のないものであることから禁止する。

2 例外的に携帯電話等の持ち込みを認める場合

但し、以下の場合に限り携帯電話等の持ち込みを認めることとする。

- (1) 保護者から、児童生徒が保護者へ送迎等の連絡用として使用するため、携帯電話等の持ち込みについて申し出があった場合
- (2) 持ち込んだ携帯電話等は、児童生徒が学校到着時から帰宅するまでの間は、担任等の教職員に預けること

3 保護者への周知

学校は、取り扱い方針について、毎年、児童生徒並びに保護者に周知する。

報告第 3 号

報告第 3 号 平成 3 0 年第 3 回定例会における一般質問・答弁
「いじめをスマホで通報」について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

平成30年第3回定例会における一般質問・答弁

平成30年第3回美浦村議会定例会

○日 時：平成30年 9月14日（金）

○区 分：一般質問 ○質問者：山崎 幸子 議員 ○答弁者：教育長

＜質問事項＞「いじめをスマホで通報」について

【質問要旨】スマートフォンやパソコンから、いじめの通報や相談ができるアプリを導入することはできないか。

＜答弁要旨＞ 答弁者：教育長

山崎議員のご質問にお答えいたします。

いじめの通報や相談ができるアプリについては、近隣の自治体では、牛久市及び取手市で導入されています。

これは、議員ご指摘のとおり、生徒がいじめを匿名で相談、通報できる、アメリカで開発された“いじめ防止通報アプリ”「STOP i t（ストップイット）」と呼ばれるものです。

取手市の事例では、市教育委員会がアプリの利用料金を負担し、生徒にアプリをスマホやパソコンにダウンロードしてもらいます。生徒は無料となります。生徒がいじめを受けている、または、いじめを目撃するなどした場合、アプリを使い、市教育委員会に通報する。通報した生徒は匿名で、市教育委員会には学年と学校名だけが通知されます。

その後、専任の担当者が事実関係を確認して学校に連絡し、いじめの状況によって、市教育委員会や関係機関が連携し対応するものです。そのアプリでは、画像や動画も添付でき、導入費用は、取手市立の中学生2,300人対象で1年間で約76万円とのことです。このアプリは、茨城県以外にも、東京都、大阪府、千葉県、岡山県、奈良県にある国公立のいくつかの学校でも導入されているとのことです。

教育委員会といたしましては、SNSの普及などに伴い従来では想定できないいじめの事態が生じるおそれがあること、またスマホが子どもたちにまで広く普及した今日的な状況を踏まえれば、その状況にあった対応・体制を構築することは大切であると考えます。

そのため、いじめをみつけた子どもたち、いじめに苦しんでいる子どもたちのために、いつでもどこでも報告・相談できる環境を整えていくことは重要であります。

現在、SNSなど外から見えにくいトラブルが増加していることから、その対応策として、子どもたちが正しいSOSを出せる相談ツールの一つとして“いじめ防止アプリの導入は有効であり、さらには、いじめの早期発見や情報共有を円滑にし、組織的な対応を実現するだけでなく、抑止効果によりまして、いじめ自体を減少させる効果も期待できるものと存じます。

一方、美浦村でのいじめ防止アプリの導入につきましては、新たに費用負担が生じることや、導入に伴い、相談体制を整備する必要があることなどから、すでに導入している牛久市や取手市の取り組み状況を参考にしながら、積極的に検討して参りたいと存じます。

いじめ通報アプリの仕組み

